一般質問通告書(案)

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和2(2020)年 12 月 2 日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 坂野 佳宏 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
質問事項(1)隣地からの迷惑樹木についてどのように対応したらよいのか	町長
<内容>民法では、境界線を乗り越えた枝は樹木の所有者に伐採させることができる	
との規定がある。	1
*(竹木の枝の切除及び根の切取り)民法第233条 隣地の竹木の枝が境界線を	
越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。2)隣地の竹	
木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。	
今般、ほぼ10年間居住していない住宅宅地から樹木が隣地に伸び、台風時に枝が	
暴れて瓦を飛ばし雨漏りが発生した事案が発生した。	
① 円満な相隣関係を指向する立場から、両者が話し合いで解決を図ることが大	
事だ、と町は認識しているか。調停も話し合いの重要な制度である。	
② 被害者が加害者を特定しようと、登記簿を当たっても、親類縁者をあたっても	
所有者にたどり着かない場合は、例えば町が把握している情報を開示しなけ	
れば話し合いはできないことになる。開示する用意はあるか。	
質問事項(2)近鉄箸尾駅周辺の住宅開発について	町長
<内容>町内唯一の軌道駅である近鉄箸尾駅周辺でも住宅開発が進みつつある。 農	
業の継続に困難を感じた土地所有者各位の判断は重いものがある。	
① 萱野の地蔵さん北側の土地は、東(住宅・店舗)西(高田川)南(住宅・店舗・	
工場)北(近鉄田原本線)に囲まれた袋地(➡地図参照)で、このお地蔵さんの	
横以外に車両の通行できる道路は存在しない。既に6戸の新築住宅が建設さ	
横以外に車両の通行できる道路は存在しない。既に6戸の新築住宅が建設さ れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているよう	
れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているよう	
れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているよう である。事実であれば、緊急時の対応もさることながら、街づくりの視点で乱開	
れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているようである。事実であれば、緊急時の対応もさることながら、街づくりの視点で乱開発を抑制した利便性の確保も重要課題となる。現状の説明を求める。	
れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているようである。事実であれば、緊急時の対応もさることながら、街づくりの視点で乱開発を抑制した利便性の確保も重要課題となる。現状の説明を求める。 ② 近鉄箸尾駅から徒歩であればこの袋地に出入りできる道路は1本ある。安全	
れ新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているようである。事実であれば、緊急時の対応もさることながら、街づくりの視点で乱開発を抑制した利便性の確保も重要課題となる。現状の説明を求める。 ② 近鉄箸尾駅から徒歩であればこの袋地に出入りできる道路は1本ある。安全対策は万全か。夜間照明や転落防止柵は必要ないのか。	

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
質問事項(3)第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について	町長
<内容>11月2日、介護福祉課長からのお知らせで同月13日の介護保険策定委員	
会(略称)を傍聴する機会を得た。第7期の介護保険料案を町議会が否決し	
て第 6 期と同額の 5200 円を継続した事実について、委員の中からは「空しさ	
を覚える」との感想が述べられびっくりしている。	
① 議会が指摘したのは「生活が厳しい、頼んでもいないのに年金から天引され	
る」「サービス料を過大に見積もっていないか」「介護予防の取り組みが不足し	
ていないか」など二元代表制の立場から町長提案をチェックした結果であっ	
た。策定委員会はこれらの意見をどのように吟味し、第8期を展望するのか。	
② 町長は「議会議員に介護保険の仕組みと課題をよく説明するように」に指示	
したという。11月27日の全員協議会では福祉部から学習会の提案もなされて	
いる。是非開催してもらいたい、質疑応答・意見交換などに有効だ。	
質問事項(4)国民健康保険県単位化に関する今後の方針について	町長
<内容>奈良県が 11 月に開催した国民健康保険運営方針案検討会議(名称は正確	
でない)では、一部見直しをして令和 3 年 4 月から実行することを明らかして	
いる。各自治体で努力して作り上げた制度について「県単位化」の号令で廃	
止することのないようにしてもらいたい。	
① 広陵町独自の申請減免制度は継続してほしい。	
② 県からの請求額計算根拠はどのようになるのか。	
③ 最終的に不足が生じた場合には、自治体の裁量として、基金の利用だけで	
なく、多くの自治体でも自治体方針によって、一般会計からの繰り入れで国	
保税引き上げを抑制していることに学び、わが町でも取り組んでもらいたい。	
④ 県下 39 自治体の担当者連名で県に対して「18 歳までの医療費均等割廃	
止」を申し入れたとのことである。広陵町では誰が署名したのか。	
質問事項(5)総務省自治財政局が去る5月22日発出した令和2年度内の資金繰支	
援策について	
<内容> この支援策は 1)地方税の徴収猶予による減収対応を目的とした猶予特	
例債の創出 2)現収補填債の公的資金の確保 3)共同発行債の償還年限	
多様化と発行額の増額 4)公営企業における特別減収対策企業債の発行	
5)地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化で構成されている。	
① 広陵町ではこれらの活用を検討したか、その結果どれほどの申請をしたか。	
② 総務省が言っている「来年度も一般財源総額を令和2年度と同水準で確保	
する」ということは、地方税の減収分は地方交付税等で賄い、自治体の財源	
を保障するという意味に理解してよいか。尚、実際に総務省は来年度の交付	
団体ベースで一般財源総額をプラス0.4兆円にすると試算している。	
お願い:第一回目の質問は7分を予定している。町の答弁は15分程度におさめてもらいたい。	